

## 千葉県立館山運動公園 ちば施設予約システム利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、ちば施設予約システム（以下「システム」といいます。）を利用して、千葉県立館山運動公園（以下「公園」といいます。）の施設（以下「施設」といいます。）の利用申請等をする際に必要となる利用者登録の手続等について、千葉県立館山運動公園指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）が必要な事項を定めるものです。

※「ちば施設予約システム」とは：インターネットに接続したパソコン、スマートフォン及び携帯電話を利用して、県及び県内の地方公共団体が所有する施設について、空き状況を確認や予約その他の手続を行うことができるサービスです。

※ 指定管理者とは：地方公共団体が所有する公の施設の管理・運営を、民間企業や NPO 法人などの団体等に委任する制度（指定管理者制度）に基づき、指定された者をいいます。本公園は施設設置者である千葉県が指定しています。

### (利用規約の同意)

第2条 システムを利用して施設の利用申請等を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、指定管理者は、システムによる手続を提供します。

2 システムの利用者登録をした者は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、システムを利用できません。

### (施設例規等の優先)

第3条 施設の利用申請及び当該利用に係る使用料又は使用料の支払い手続については、千葉県知事等が定める関係例規等に従うものとします。

### (利用対象施設)

第4条 システムによる利用の手続を行うことのできる施設は、別途指定管理者が定める「館山運動公園 ちば施設予約システム利用者ガイド」（以下、「利用者ガイド」といいます。）のとおりとします。

### (登録区分)

第5条 利用者登録は、利用者ガイドのとおり、施設ごとに定めた区分とします。

### (利用者登録の対象者)

第6条 システムの利用者登録をすることができる者は、利用者ガイドのとおりとします。

### (利用者登録等)

第7条 システムを利用して、施設の予約等を行おうとする者は、あらかじめ利用者登録を行わなければなりません。

2 利用者登録は、インターネットに接続しているパソコン又は携帯電話の端末等を用いて、利用者登録の仮登録（以下「仮登録」といいます。）を行う方法によります。

- 3 仮登録をした者は、管理事務所にて本登録を行うものとします。
- 4 本登録を行う者は、次に掲げる書類を管理事務所へ提示又は提出するものとします。
  - (1) 運転免許証等その他本人であることを確認できる書類（団体の場合は代表者または担当者のもの）
  - (2) 団体においては、次に掲げる事項が記載された団体名簿（所定様式）
    - イ 団体の名称
    - ロ 代表者の電話番号
    - ハ 所属する団員の氏名、年齢及び住所（住所は町〔字〕まで）

（利用者番号、パスワードの利用及び管理）

- 第8条 登録者は、利用者番号及びパスワードを自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏洩防止に努めることとします。
- 2 登録者は、利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は速やかに管理事務所へ通知し、その指示に従うものとします。
  - 3 登録者は、他人に利用者番号及びパスワードを譲渡し、又は貸与することはできません。また、利用手続によって得た権利を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
  - 4 施設の利用申請について、登録者以外の者が利用者番号、パスワードを使用してシステム又は施設を利用し、損害等が発生した場合、その責は登録者が負うものとします。

（利用者登録の有効期間）

- 第9条 利用者登録の有効期間は、指定管理者が別に定める期間とします。
- 2 前項の有効期間以降においても引き続きシステムを利用しようとする者は、指定管理者が別に定める利用者登録の更新手続が必要となります。

（利用者登録の変更）

- 第10条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、管理事務所へ登録申請書を提出し、併せて第7条第4項第1号から第2号までに定める書類を提示又は提出しなければなりません。
- 2 登録者が前項の届出を行わなかったことにより、管理事務所からの通知等が延着し、または到着しなかった場合であっても、当該通知等は通常到着すべき時に到着したものとみなします。

（施設利用手続等）

- 第11条 登録者は、システムの利用にあたり、利用者番号及びパスワードを入力することにより次の手続を行うことができます。これらの手続は利用者ガイドに基づき行うものとします。
- (1) 施設の利用申込み
  - (2) 申込み状況確認
  - (3) 予約の申込み取消し
- 2 予約の申込みのできるコマ数や区分などは、利用者ガイドに基づき行うものとします。
  - 3 指定管理者は、天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により、手続ができなかった場合、その責を負いません。

(利用の一時停止)

第 12 条 指定管理者は、次の各号に該当した場合には、登録者のシステム利用の一部又は全部を一時停止し、申込みをしていた予約をキャンセルすることができるものとします。

- (1) 施設の利用料金の支払いが滞っている場合
- (2) 登録者がこの規約等に違反した場合
- (3) その他指定管理者が不適切な利用と判断した場合

(登録資格の喪失)

第 13 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、資格の喪失に至るまでに指定管理者に生じた損害及び資格の喪失によって指定管理者に生じた損害を、登録者は賠償するものとします。

- (1) 登録者からの申出により、指定管理者が認めた場合
- (2) 利用者登録後、指定管理者へ提示又は提出した内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 千葉県都市公園条例及び施行規則、利用規則、本規約に重大な違反をした場合
- (4) 個人登録をしている本人が死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (5) 住所の変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (6) システムに対し、不正にアクセスした場合
- (7) システムの管理及び運営を故意に妨害等した場合
- (8) その他、指定管理者が登録者として不適切と認めた場合

(利用時間)

第 14 条 システムの利用時間は、24 時間とします。

- 2 前項の規定に関わらず、保守又は点検を行うために、システムの一部又は全部を停止する場合があります。システムの停止を行う場合は、ホームページ等で事前にお知らせしますが、緊急時等やむを得ない場合には、予告なしに停止することがあります。

(禁止事項)

第 15 条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを手続以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害等すること。
- (4) システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の ID、パスワード等を不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第 16 条 指定管理者は、システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の対象者から収集した情報の抹消、システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

- 第 17 条 指定管理者は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
- 2 指定管理者は、システムの運用の停止、中止、中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、指定管理者は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。
- 2 指定管理者は、利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。
- 3 収集された個人情報は、千葉県及び参加自治体、本施設の指定管理者及びサービス提供事業者が共有して使用します。
- 本施設の指定管理者が、期間終了または指定取り消しにより交代した場合は、交代前の指定管理者が、本施設のシステムの利用に際し収集した個人情報については、施設設置者である千葉県に引き渡すものとし、千葉県が別に作業方法を指示したときは、当該方法によるものとし、

(登録情報の字体)

- 第 19 条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体（標準文字をいいます。）を使用します。

(利用規約の変更)

- 第 20 条 指定管理者は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとし、
- 2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

(その他)

- 第 21 条 この規約に定めるもののほか、その他システムに関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

1. この規約は、令和 8 年 2 月 24 日から施行します。